

専門職の選任増える



②5 親子で考える「成年後見制度」

今回は「成年後見制度」を紹介します。まずは、よくある相談事例から始めましょう。

「私の父親は一人で実家に住んでいますが、認知症のため生活が心配です。そこできょうだいで相談した結果、父親を老人ホームに入所させることになりました。その入居費用などを銀行預金解約金で充当しようと思っていますが、銀行では『本人の意思を確認できないと解約できない』と言われまして。どうすれば銀行預金を解約することができるのでしょうか」

こうしたときに活用できるのが成年後見制度です。財産管理などお金に関わる大事な仕組みですので、順を追って説明していきます。

Q 判断能力が不十分な人が契約するにはどうしたらいい？

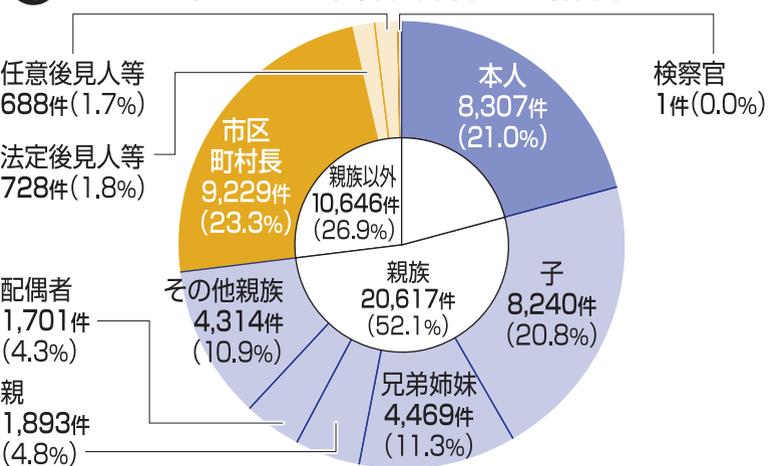
A 民法では「法律行為の当事者が意思表示をしたときに意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする」(第3条の2)と規定されています。従って判断能力が不十分な人は契約(銀行預金解約)できません。

そうした場合は家庭裁判所(家裁)に「成年後見人等」の選任の申し立てをし、家裁が選任した成人

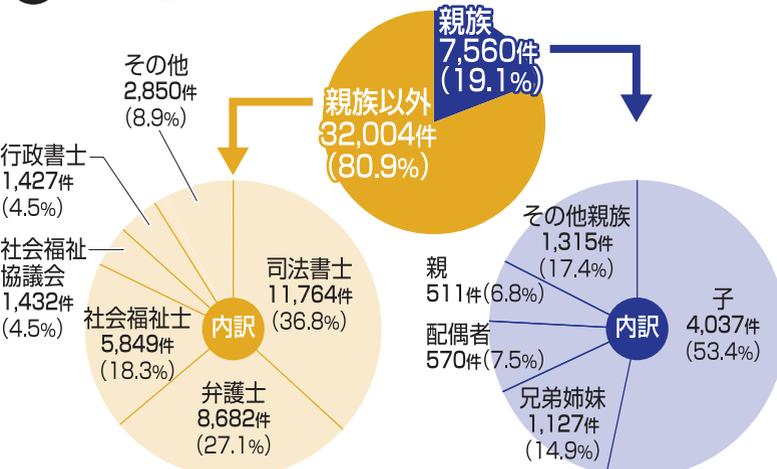
富山県金融広報委員会
金融広報アドバイザー
上田 亨

年後見人等に、本人に代わって契約を執行してもらうことになりま。このような制度を成年後見制度の「法定後見」と言います。法定後見には、判断能力の程度によって軽い順に補助、保佐、後見の3類型があります。成年後見人等は、本人の不動産や預貯金などの「財産の管理」、そして必要な福祉サービスや医療が受けられるよう利用契約の締結や医療費の支払いなどを行う「身上保護」を行います。

① 申立人と本人との関係別件数・割合(図1)



② 成年後見人と本人との関係別件数・割合(図2)



※成年後見関係事件の概況(2022年1~12月)を基に作成

Q 成年後見人等の選任の申し立ては誰がするの？

A 申立人の状況は図1の通りです。親族間で問題があるなど、親族による申し立てが期待できない場合、市町村長が申し立てることができ、近年その割合が高くなっています。

成年後見人等として家裁から選任される者の状況は、図2の通りです。制度発足時は、親族が大部分を占めていましたが、近年は弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が選任される割合が高くなっています。

Q 判断能力が不十分な前に自分で成年後見人を決めておくことはできますか？

A 人によっては判断能力が不十分になった時に備えて、信頼できる人や自分のことをよく理解してくれている人に将来、後見人になってほしいと望む方もいると思います。その場合本人と後見人になってほしい人との間で公証役場において契約を結ぶ方法があります。成年後見制度の「任意後見」です。なお任意後見契約は、本人が判断能力が不十分になり、家裁で任意後見監督人が選任されてからスタートします。親子や家族で将来の生活設計を考える時、成年後見制度の利用も合わせて話し合ってみてください。成年後見制度については、弁護士や司法書士などの専門職のほか、家裁や市役所、法務局などでも相談することができます。(ファイナンシャルプランナー)